平成２３年（フ）第８５４号
静岡県島田市細島1775番地の７、旧住所静岡県藤枝市青葉町２丁目２番32号　K・プラッツ203号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６号
静岡県富士市松岡1255番地の５　六軒屋アパート201号、前住所静岡県富士市今泉2628番地の５
債務者　小川　　務
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５６号
長崎県佐世保市小川内町169番地１
債務者　小川千枝子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
長崎県佐世保市花高２丁目１番９―401号
債務者　佐々木一行
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県佐世保市棚方町664番地28、旧住所長崎県佐世保市相浦町1976番地
債務者　濱口　俊夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
長崎県佐世保市花高１丁目３番３号、旧住所長崎県佐世保市比良町４番20号
債務者　永田　幸雄
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
長崎県佐世保市花高１丁目３番３号、旧住所長崎県佐世保市比良町４番20号
債務者　永田アサ子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４号
長崎県佐世保市十郎新町９番３号　D３―102、旧住所長崎県佐世保市塩浜町１番16号荒川ビル301号
債務者　宮崎　幸司
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
岡山県苫田郡鏡野町入292番地
債務者　宗本　　慎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１７１号
岡山県美作市東谷下562番地
債務者　藤原みさ子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１７５号
岡山県津山市二宮58番地８
債務者　杉岡　由記
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６１４号
東京都杉並区井草３丁目11―16―201
債務者　和田　健一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２号
岡山県津山市油木北1257番地
債務者　水島　啓之
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３１５号
北海道上川郡新得町屈足緑町１丁目89番地２
債務者　尾崎　美和
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道帯広市西19条南５丁目２番９号　ポーラアルファ201
債務者　荻原　竜也
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係